

渋谷区小規模給水施設の 衛生管理指導要綱

第1 目 的

この要綱は、渋谷区における小規模給水施設の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 基本方針

小規模給水施設の衛生管理は、管理者自ら責任をもって行うものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、管理者の協力のもとに指導を行うものとする。

第3 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 小規模給水施設（以下「給水施設」という。）

貯水槽を有する水道の施設のうち、水道法（昭和32年法律第177号）又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けないものをいう。

2 管理者

給水施設の所有権を有する者又は管理権原を有する者をいう。

3 貯水槽

受水槽、高置水槽又は圧力水槽をいう。

4 保健所長

渋谷区保健所長をいう。

5 水道事業者

水道法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいう。

第4 責 務

1 管理者の責務

管理者は、給水施設の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。

2 保健所長の責務

保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

第5 平常時の措置

1 管理者の措置

管理者は、給水施設について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 給水施設を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出ること。
- (2) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (3) 給水施設の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (4) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。

また、その結果異常が判明したときは、直ちに保健所長に連絡してその指導を受けること。

- (5) 水道法に定める水質検査を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (6) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (7) 給水施設は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

2 保健所長の業務

保健所長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 管理者に対して第5の1に規定するもののほか、衛生上必要な指導を行うこと。
- (2) 小規模給水施設台帳を作成し、これを整理し保管すること。
- (3) 給水施設の衛生管理の向上を図るために計画的に現場調査を行うこと。
- (4) 給水施設の衛生管理に関する住民の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

第6 汚染事故発生時の措置

1 管理者の措置

管理者は、給水施設に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図ること。
- (3) 給水停止の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (4) 当該施設が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確認してから、

給水を再開すること。

2 保健所長の業務

保健所長は、給水施設に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 情報の収集及び関係機関への連絡

ア 事故内容を的確に把握すること。

イ 必要に応じて水道事業者に連絡し、汚染調査、管理者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

(2) 汚染調査及び水質検査

ア 汚染調査

当該施設の管理者（管理者不在の場合は関係者）の立会いのもとに現場水質検査を行い、汚染の原因及び経路を調査すること。

イ 水質検査

汚染調査の結果、必要があると認めた場合、保健所生活衛生課試験検査係等で水質検査を実施すること。

(3) 管理者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第6の1の規定に従って適切な措置をとるよう、当該施設の管理者を指導すること。

第7 補則

この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式等については保健所長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

2 東京都渋谷区ビル等の給水施設指導要綱（昭和58年2月1日区長決裁）及び東京都渋谷区ビル等の給水施設指導要綱実施細目（昭和58年2月1日保健衛生部長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。